

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 73 回全体会合

2016 年 9 月 2 日 ( 金 ) 14:30 ~ 17:30

JICA 本部 1 階 113 会議室

議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明 ( ワーキンググループ対象案件 )

- ( 1 ) ナイジェリア国ラゴス都市鉄道建設事業 ( 協力準備調査 ( 有償 ) ) スコーピング案  
( 9 月 23 日 ( 金 ) )

3. 助言委員会の運営改善について

4. 環境レビュー段階の報告

- ( 1 ) ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業フェーズ 2 ( 海外投融資 )

5. WG スケジュール確認 ( 別紙 1 参照 )

6. その他

7. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 ( 第 74 回 ) : 10 月 3 日 ( 月 ) 14:30 から ( 於 : 麴町周辺会議室 )

8. 閉会

以上

# ナイジェリア連邦共和国 ラゴス都市鉄道整備事業準備調査

(有償資金協力 協力準備調査)

環境社会配慮助言委員会  
案件概要資料

# 目次

1. 事業の背景と必要性
2. 事業の目的と概要
3. 事業対象地域図
4. 事業対象地域概況
5. 環境社会配慮事項
6. スケジュール

# 1. 事業の背景と必要性

## (1) ナイジェリア運輸交通セクターの課題

- ナイジェリアでは急速な都市化に伴う交通渋滞及び公害等の都市問題が深刻化。
- 商業の中心地であるラゴス州では、特に経済の中心的な機能を担うラゴス島及びビクトリア島において慢性的な交通渋滞が発生し、環境が悪化している。

## (2) ラゴス州の開発計画

- ラゴス州は2009年に「戦略交通マスタープラン（Strategic Transport Master Plan（STMP））」を策定（2014年に一部改訂）。都市鉄道やバス路線を開発して渋滞を緩和することを計画。
- 2016年9月時点では、BRT1路線が完工・運行中。また、LRT・BRT各1路線が建設中。
- 本事業は、STMPにおいて、ラゴス島及びビクトリア島に計画された路線に、新交通システムを建設することで、ラゴス州中心部の公共交通の利便性向上及び公害の減少、気候変動の緩和に寄与する。

## 2. 事業の目的と概要

### (1) 事業目的

ラゴス州において新交通システムを建設することにより、輸送需要への対応と、自動車やバイクから公共交通機関へのモーダルシフトを図り、交通渋滞の緩和と交通公害の減少、気候変動の緩和に寄与するもの。

### (2) 事業概要

(ア) 内容（詳細は協力準備調査にて確認中）

新交通システム建設に係る土木・軌道工事、電気・通信・信号関連工事、車両調達、車両基地建設、コンサルティング・サービス

(イ) 実施機関

ラゴス州交通局（Lagos Metropolitan Area Transport Authority: LAMATA）

(ウ) 協力準備調査期間

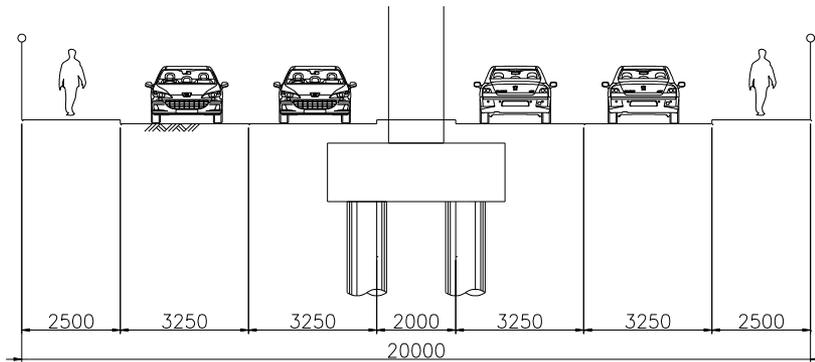
調査全体：2016年2月～2017年7月

<Stage 1> 調査…路線計画・システム比較等（2016年2月～2016年7月）

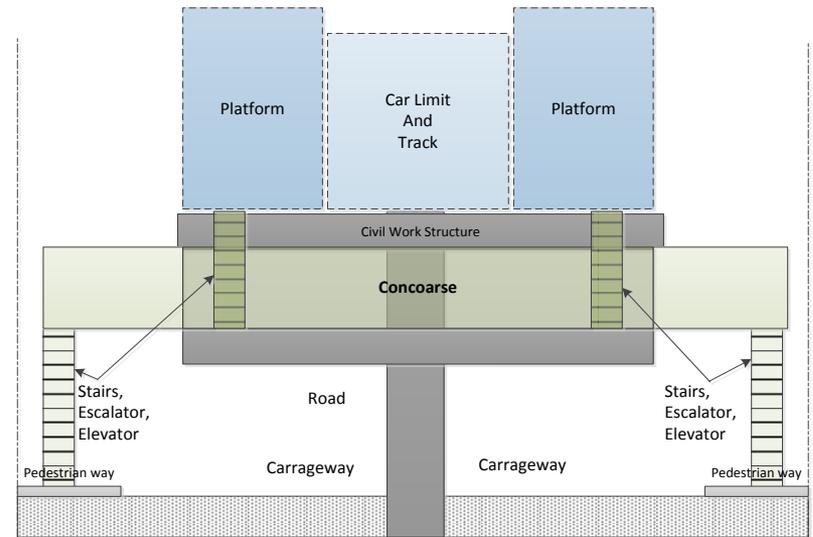
<Stage 2> 調査…概略設計・事業効果測定等（2016年9月～2017年7月）

## 2. 事業の目的と概要

### ➤ 中央分離帯を利用した路線・駅の建設イメージ



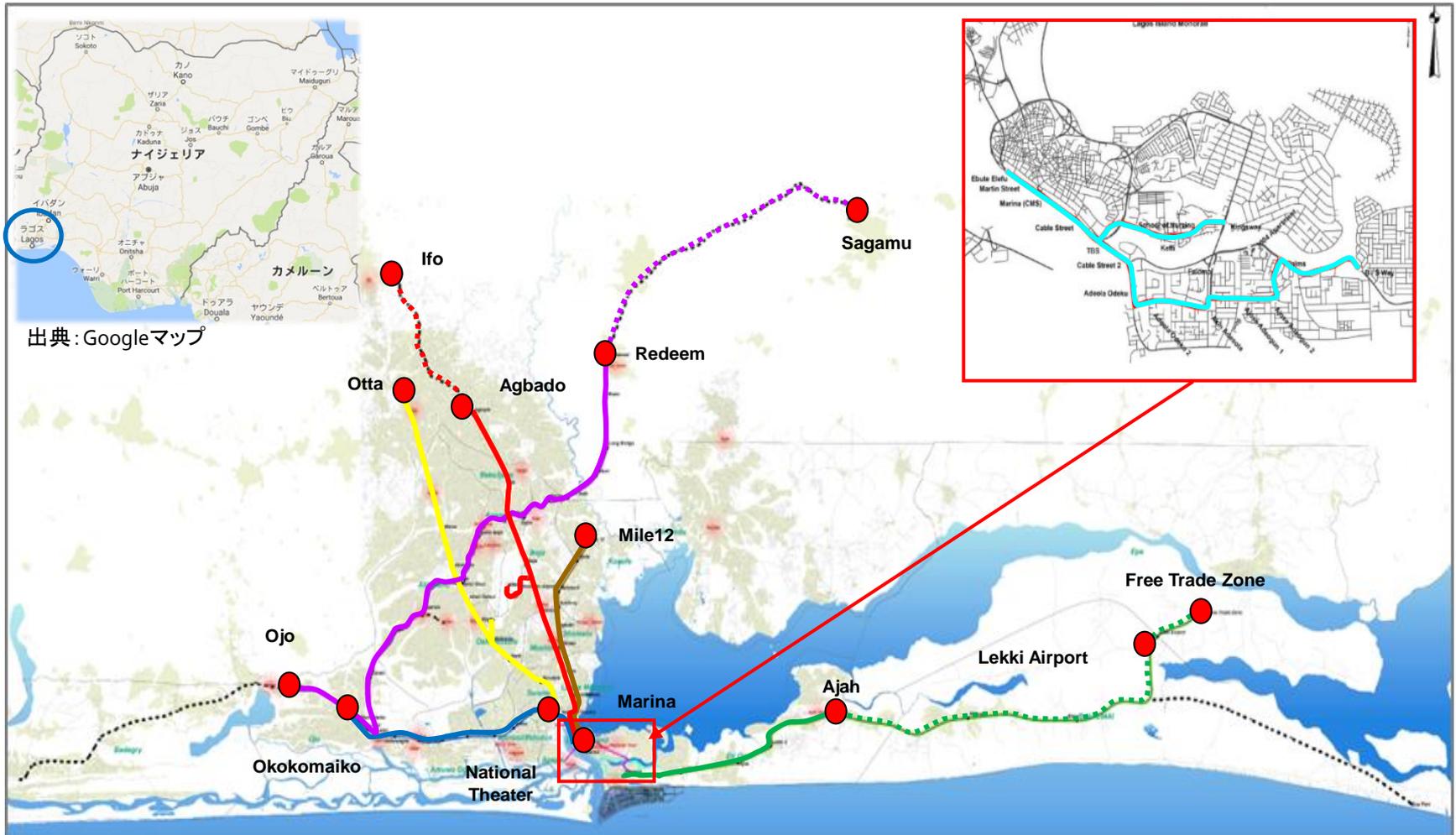
道路標準横断面図(中央分離帯あり)



駅部の導入イメージ

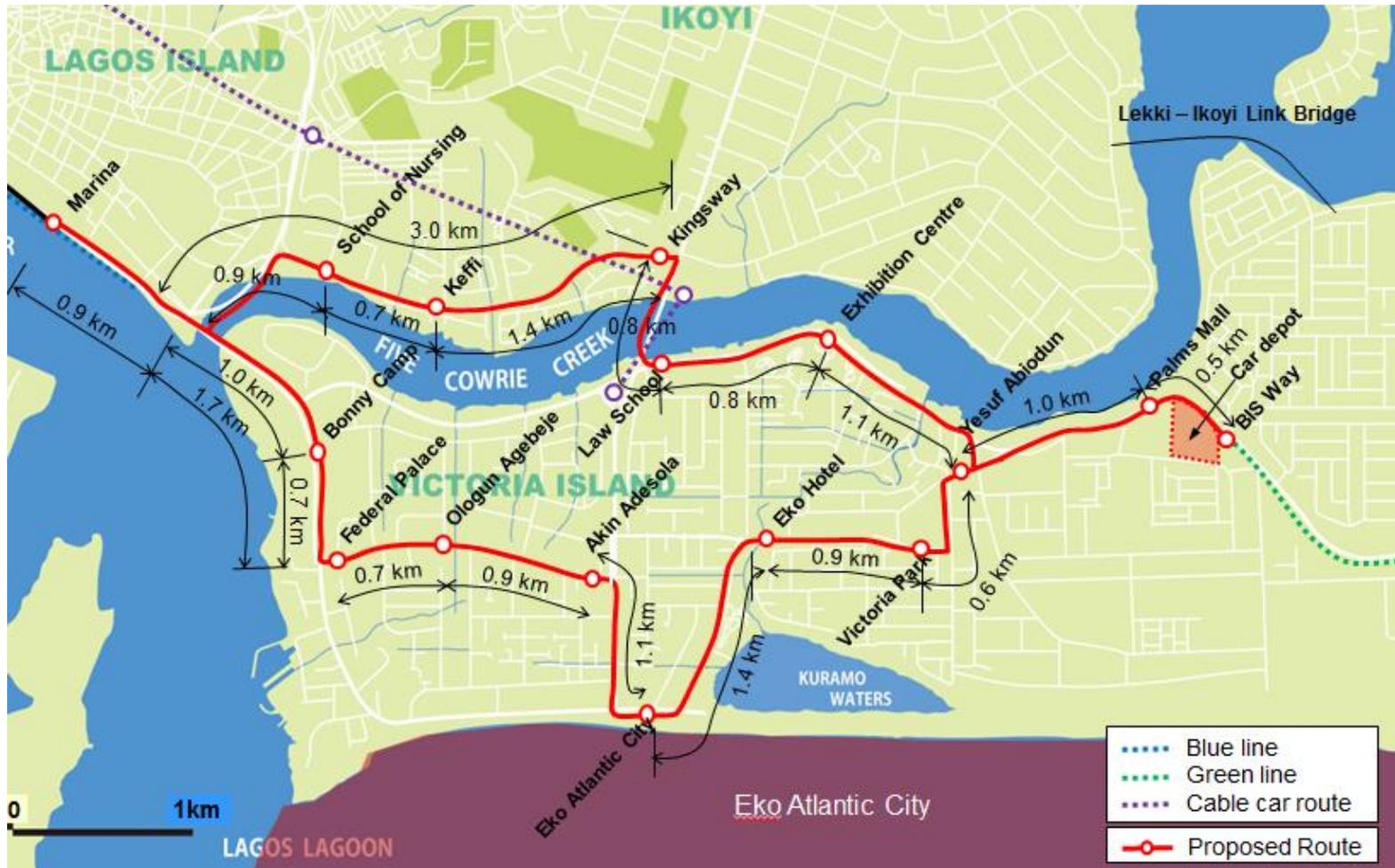
# 3. 事業対象地域図

➤ ラゴス州STMPにおける路線計画(赤枠部分が本事業対象地域)



### 3. 事業対象地域図

➤ 利用者利便性や施工性、環境社会配慮調査を踏まえた提案路線計画



## 4. 事業対象地域概況

### ➤ 事業対象地の交通の概況



幹線道路の渋滞



BRT



ミニバス

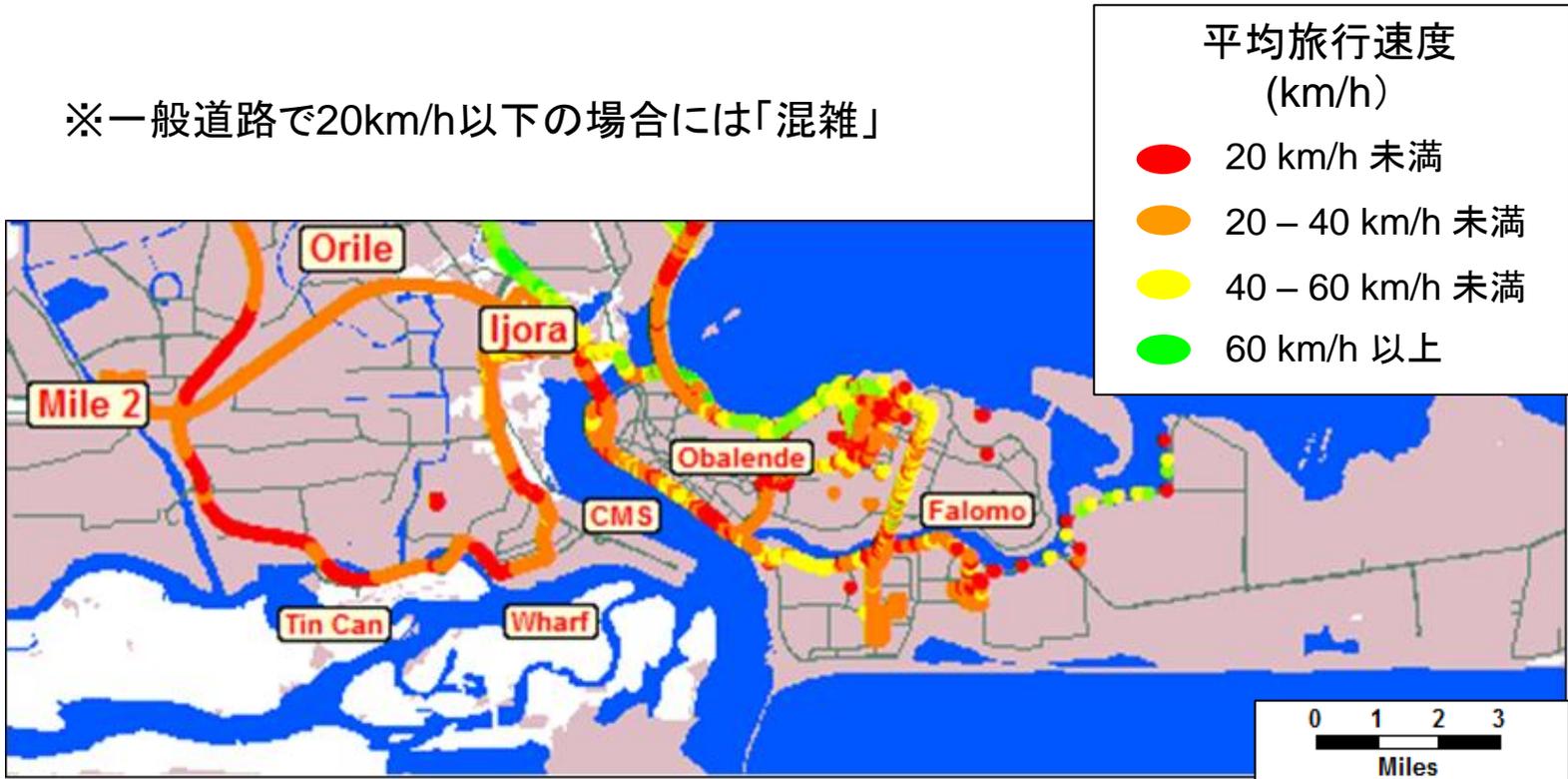


三輪タクシー

# 4. 事業対象地域概況

➤ ビクトリア島とラゴス島では、幹線道路の多くで道路渋滞が発生

※一般道路で20km/h以下の場合には「混雑」



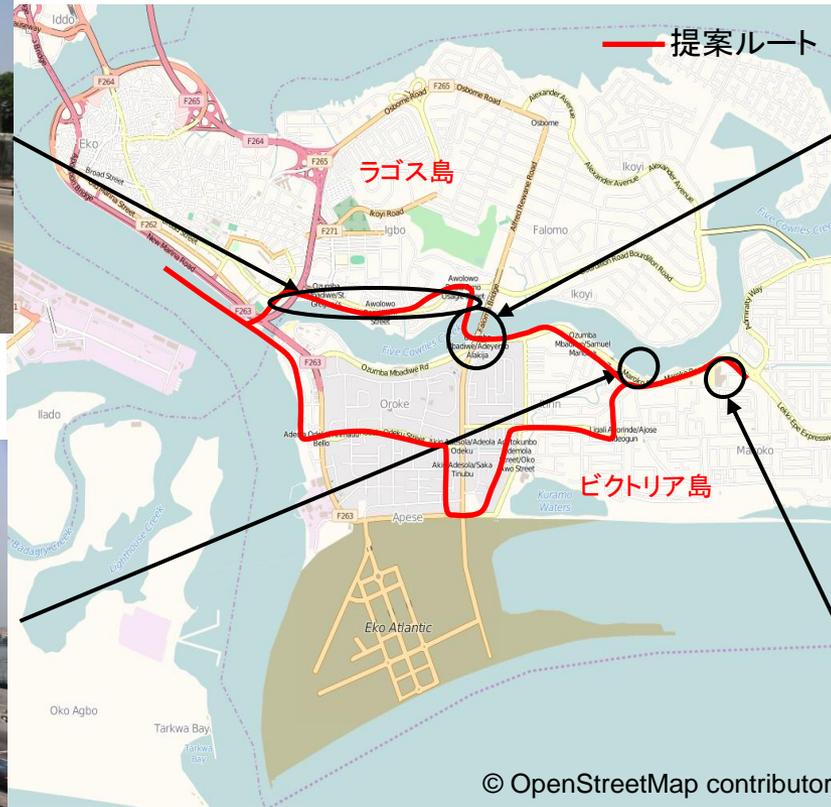
出典: 改訂STMP、LAMATA

# 4. 事業対象地域概況

## ➤ 路線沿線の概況①



Awolowo Road



Five Cowrie Creek (Falomo Bridgeより)



Lekki - Epe Expressway



車両基地候補地

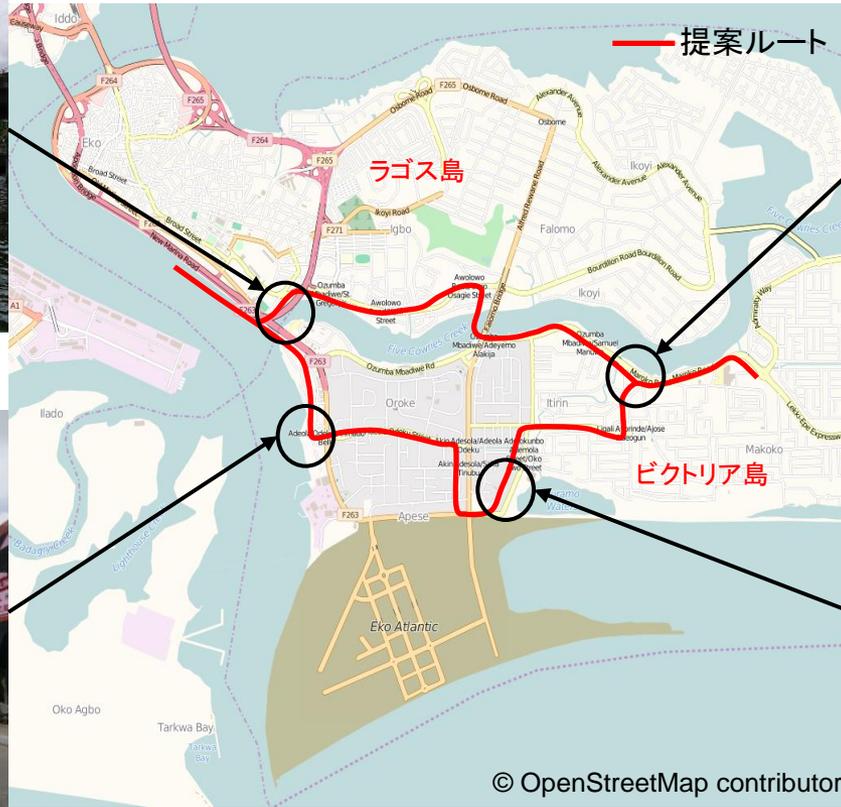
© OpenStreetMap contributors

# 4. 事業対象地域概況

## ➤ 路線沿線の概況②



Five Cowrie Creek



Yesuf Abiodun周辺



Federal Palace前交差点



Adetokunbo Ademola Street

## 5. 環境社会配慮事項

### (1) 助言を求める項目

第1回：環境社会配慮のスコーピング案

第2回：準備調査最終報告書ドラフト

### (2) 適用ガイドライン

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)

### (3) カテゴリ分類

カテゴリ分類：A

分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)

に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため。

## 5. 環境社会配慮事項

### (4) 環境配慮

- ナイジェリアのEIA 法によって、環境に負の影響を与える恐れのあるすべての開発プロジェクトに対して、環境アセスメントの実施が義務付けられている（鉄道セクターについては、新規路線及び付帯施設の建設事業（モノレールを含む）にEIAが求められており、本事業も該当）。
- 工事中は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動による影響が想定される。供用後は、車両走行による騒音・振動による影響、デポからの廃水が想定される。
- 計画路線沿線及びその周辺には、国立公園や保護区等の影響を受けやすい地域は存在しないが、生態系への影響については調査で確認する。

## 5. 環境社会配慮事項

### (5) 社会配慮

- 工事前の用地取得・住民移転について、基本的に既存の道路用地内で路線が計画されるため、用地取得は最小限に抑えられる見込みであるが、一部非正規住民の移転の可能性がある。その規模については調査の中で確認する。
- 社会経済調査を通じ、事業対象地の占有者を把握するとともに、RAP案の作成を通じた適切な補償・支援策の策定を支援。
- 車両基地については約5ヘクタールの用地が必要になる見込み。なお、候補地は未利用地部分と一部建設機材のヤードとして利用されている部分があるが、今のところ住民の居住は確認されていない。
- 本事業により、日照権や景観、工事中の既存交通にも影響が想定される。詳細については調査の中で確認する。

# 6. スケジュール

	2016					2017						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
現地調査 (全体)	現地調査・国内作業											
									▲ DF/R			▲ F/R
環境社会配慮調査	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;">EIA案作成 + EIA審査(ナイジェリア連邦環境省)</div> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">RAP案作成</div>											
										▲ 許認可取得		
ステークホルダー会議												
		▲ 第1回 ステークホルダー会議						▲ 第2回 ステークホルダー会議				
環境社会配慮助言委員会		▲	▲							▲		
	全体会合	WG(スコーピング案)							WG(DF/R)			

# 環境社会配慮助言委員会 運営改善に向けて

2016年9月2日

JICA環境社会配慮助言委員会事務局

# 背景(1)

- JICA GL第2.7条:

*環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。*

- カテゴリA案件

- ✓ 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類

- スクリーニング・フォームで以下の点につき確認し分類

- ✓ 影響を及ぼしやすいセクター(大規模)
- ✓ 影響を及ぼしやすい特性(大規模)
- ✓ 影響を受けやすい地域

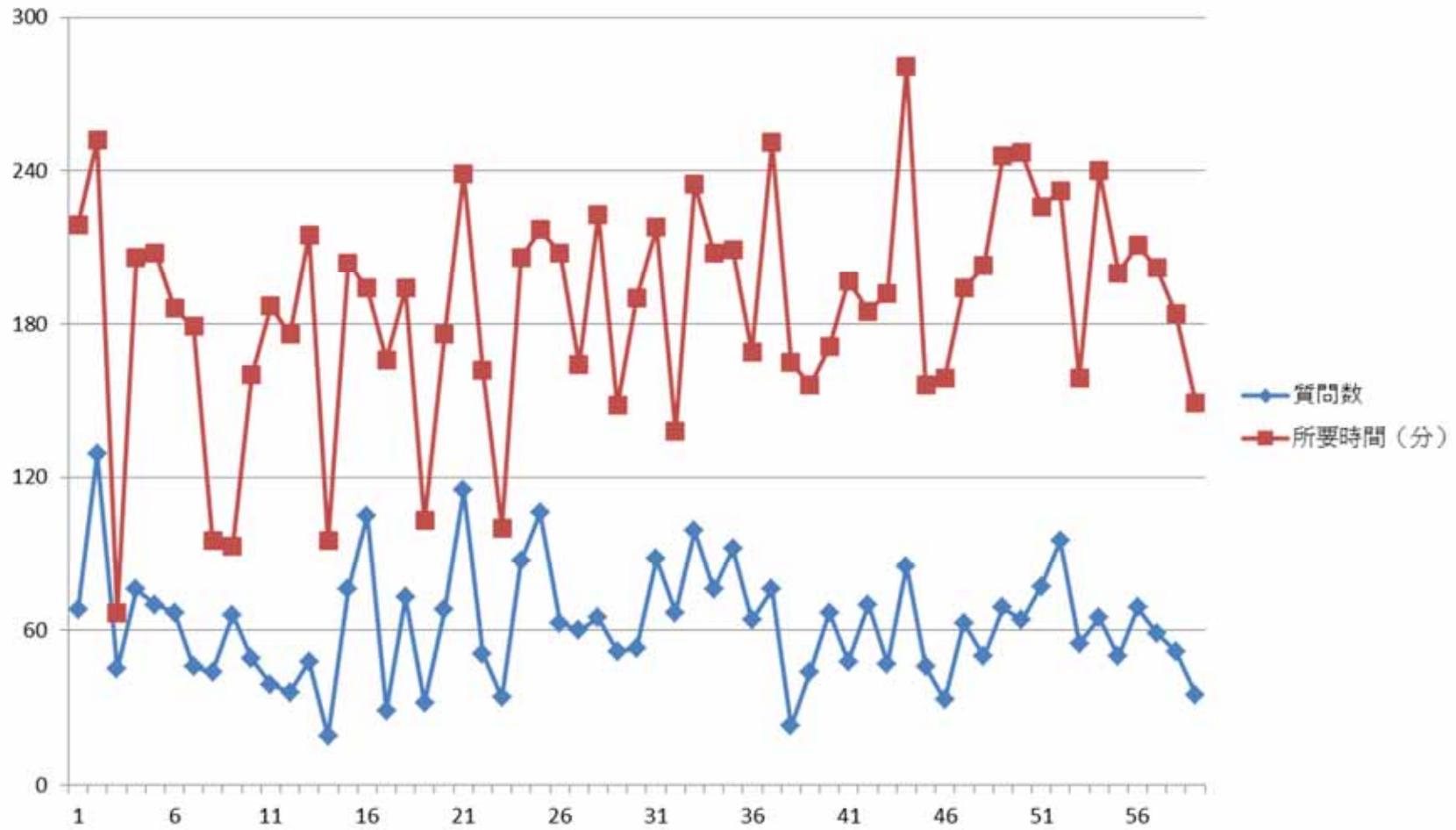
- カテゴリA案件とその確認事項の例:

- ✓ 大規模な火力発電所:排ガス・排水等に関する基準遵守、周辺住民等への影響等
- ✓ 大規模な住民移転:補償・生計回復支援方針、被影響者との協議等

# 背景(2)

- 助言委員会WGの長時間化(次ページ参照):
  - ✓ 第3期平均:3時間6分
  - ✓ 特に後半は2/3が3時間超え(前半は1/2)
  - ✓ 4時間超えは後半で5回(前半は1回)
  - ✓ 事前の質問・コメント数と相関
  - ✓ JICA側の配布資料の質に課題
- 本質的な議論にWGの時間が必ずしも十分に割かれていない
- 全体会合への出席、資料作成、議事録作成等を含めて関係者(コンサルタントを含む)の負担増、時間的拘束
- 案件形成の迅速化の要請
- JICA側による無理なWG日程設定(配布資料の質にしわ寄せ)
- 第4期助言委員会において運営改善策を検討

# 参考



# 改善策(1)

## 環境レビュー報告および助言対応説明の合理化

### 【課題】

- 協力準備調査を実施している場合、DFR段階のWGと全体会合における環境レビュー段階の報告との間で重複感がある。
- DFR段階や環境レビュー段階の助言に対して、「FRに記載」等の対応が多く見られる。
- 環境レビュー方針・結果の報告のために担当課の時間的拘束が生じている。

### 【改善策】

- DFR段階のWGで環境レビュー方針案をWGの議論に付すことも可能とする。
- DFR段階および環境レビュー段階の助言に対する助言対応表については、全体会合における書面配布のみとする。

# 改善策(2)

## 事前配布資料の質の改善

### 【課題】

- 事前配布資料にWG当日の議論に十分な情報が含まれていない場合があるため、事前質問数の増加・当日の議論の長時間化の一因となっている。

### 【改善策】

- JICA事務局として、これまでの助言委員会の議論も踏まえて、資料作成の手引きを作成し、事業担当部・調査団に対する事前の指導を行う。
- 資料の質の担保には一層の努力を払うが、JICA事務局としてWG会合に諮るだけの質が担保できないと判断される場合は、WG会合の開催通知後、資料配布時まで開催延期を決定することもあり得る。

# 改善策(3)

## WG会合の当日運営(資料送付、事前質問等)

### 【改善策】

- 事前配布資料の送付および委員からの質問等に関する期限を以下の通り変更。(回答表は遅くともWG会合前日まで、可能な限り早期にWG担当委員に送付)
  - ✓ 委員への事前配布資料の送付:14営業日前
  - ✓ 委員からの質問・コメント締切:7営業日前
- WG委員からの事前質問には「質問のねらい」も併せて記入し、議論のポイントを明確化する。
- 事前配布資料はWG担当委員のみに送付し、他の委員は求めに応じて別途配布する。(情報管理の観点)
- WG当日に欠席する委員の事前質問等については、
  - ✓ 原則、回答表でのやり取りのみとして助言案には残さない。但し、回答表を踏まえて他の委員が助言案に残す場合はこの限りではない。
  - ✓ 事前に出された助言形式のコメントについては、WG(主査)の判断により助言案として残すかを決定する。

# 改善策(4)

## WGの議事録作成

### 【課題】

- 逐語議事録の作成・修正等に助言委員を含む関係者の労力とコストを要する。
- 7万円/回程度の録音・テープ起こし費用(WG開催が年間30回 = 200万円/年程度の支出)

### 【改善策】

- 逐語議事録を廃止し、委員からの事前質問への回答表、助言案、WGのポイント、を代わりに公開する。
- 上記 については、WG会合の終了時に事務局がポイントとなる項目を挙げて、WG担当委員の確認を経る。
- WG会合から1週間以内を目途にJICA事務局が上記 案(叩き台)を作成し、メールでWG担当委員の確認に付す。WG担当委員は主として内容的な確認を行う。

# 改善策(5)

## 補完型調査の扱い

### 【課題】

- 協力準備調査によっては、EIA/RAP等が既に現地で承認されているにも拘らず、EIA/RAP作成支援を最初から行う協力準備調査と同等の助言を求めてきた。

### 【改善策】

- EIAやRAPが既に相手国で承認されていて、JICAとしてJICA GLを満たすための不足分を補完的に調査する場合、スコーピング段階におけるWGの助言対象を補完調査に関連する事項に絞ることも可とする。(例:スコーピングマトリクス、ステークホルダー協議)
- 上記に該当する場合、全体会合における案件概要説明時にJICAから助言対象につき説明する。

# 改善策(6)

## 助言確定

### 【課題】

- 全体会合の助言確定が1回/月であるため、無理をして月末までにWGを開催したり、助言確定を待つために審査スケジュールが遅れる場合がある。

### 【改善策】

- 急を要する場合等では、JICAからの要請に基づき、全体会合での助言確定は行わずメールでの確定も可とする。
- JICAからの要請がある場合、WG担当主査は、回答表、助言案、WGのポイント、をメールに添付の上委員全員にWGの報告を行い、1週間(5営業日)の質疑・議論に付す。
- メールでの確定を行った場合は、その直後の全体会合で議論等の要旨を報告し、記録を残す。

# 改善策(7)

## その他

以下の点につき改めてリマインド致します。

### (1) 助言の有効性

- 以下の点については、回答表が今後公開されることを前提として、特に重要と判断される場合に助言として残すこととする。
  - JICA GLや世銀OP4.12等に明文化されている事項
  - JICA GL運用見直しで明らかにされた事項
  - 「レポートに反映されていると読者が分かりやすい」という主旨のコメント(図や表の挿入等)
  - 回答表において既に「対応済み」または「対応予定」とJICAが回答している事項
- 個別プロジェクトで対応できる範囲を大きく越えるような事項については原則助言には残さない。

## (2)WGの運営

- 質問表提出の締切を遵守し、締切後は原則質問を受け付けない。
- DFR段階における代替案検討やスコーピング・マトリクスなど、過去の助言委員会で議論・精査されている内容については、原則、議論の対象としない。
- SC案段階のWGに参加した委員はDFR段階のWGへの参加を検討する。
- WG会合当日、委員による質問表にある回答の復唱・確認、背景や問題意識の説明は必要な場合のみとし、原則JICA側が用意した回答に対する質疑・議論を行う。
- WG会合当日は、事前質問等の内容確認に要する時間を1時間半、助言案のドラフトで1時間、を一応の目安として進行する。

# その他

- 第4期助言委員会発足後、助言委員会の運営を評価するための調査を実施し、その結果を踏まえてさらなる改善・合理化策を検討する。(実施時期については追って検討)

ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業 ( Zone B ) DFR 案に対する助言に対する対応 ( 案 )

助言	対応案
<p>1. 各区域の住民説明会・協議会の情報は700ha内で居住・生計を営んでいる人にも周知し、参加できるようにミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.1】</p>	<p>これまで開催された公式な住民説明会・協議会においては、700haで居住・生計を営んでいる人を含め、周辺住民に幅広く周知されており、参加できるようになっております。今後も同様に周知が行われるよう、ミャンマー政府へ働きかけを行います。</p>
<p>2. MSAGを通じた住民とミャンマー政府間の協議結果が適切に公表されるよう、ミャンマー政府に働きかけること。【二宮委員 No.4】</p>	<p>これまで実施したMSAGの協議結果については、MSAG議長を務めるMyanmar Centre for Responsible Businessのウェブサイトで公表されております。今後も、同様に公開が行われるようにミャンマー政府への働きかけを行います。 <a href="http://www.myanmar-responsiblebusiness.org/dialogues/thilawa/">http://www.myanmar-responsiblebusiness.org/dialogues/thilawa/</a></p>
<p>3. JICAガイドラインとミャンマー国の法制度等とのかい離が見受けられる部分が多いため、非自発的移転住民の対応については、JICAガイドラインに沿って実施されるようにミャンマー政府に働きかけるとともに、実施の支援に努めること。【高橋委員 No.7】</p>	<p>これまで住民移転においては、JICAガイドラインとミャンマー国の法制度等とのかい離がある部分については、JICAガイドラインに沿って実施されるようミャンマー政府への働きかけ及び実施支援を行っており、今後も継続します。</p>
<p>4. EIAの代替案検討の環境・社会配慮の項目に、被影響世帯(PAHs)数が少ないことに加えて、環境・自然への影響が小さいこともわかりやすく記載するようMJTDに働きかけること。【高橋委員 No.14】</p>	<p>MJTDが作成したEIA最終版の代替案比較 ( Table 3.3-1 Result of Alternative Study、3-5 ページ ) において、環境・自然への影響が追記されています。</p>
<p>5. NT種に該当する鳥類への影響について確認し、影響が認められる場合には、適切な緩和策及びモニタリング等が実施されるよう環境レビュー時に確認すること。【高橋委員 No.26】</p>	<p>既存資料調査、現地調査及び現地の鳥類専門家へのヒアリングにより、NT種に該当する鳥類については、ミャンマーにおいて広域に亘って生息しており、また事業対象地と同様の水辺、草地、沼地等が周</p>

	<p>辺地域に多く存在することが確認されています。また、うち1種類については本事業対象地において営巣地が確認されたものの、現地の鳥類専門家によると、同鳥類は降雨等のため頻繁に巣を変えているとのこと。以上により、NT種の鳥類は事業対象地近くに広がる同様の生息環境で生息を続けることが可能と考えられます。同調査結果は、EIA最終版の7.9.5(2)(7-54ページ)及びAnnex 6-3に記載されています。</p>
<p>6. 土壤汚染対策や化学物質・有害物質管理について、内規が適切に適用されることを環境レビュー時に確認すること。【作本委員 No.56、高橋委員 No.6】</p>	<p>環境レビュー時に MJTD に、内規の適用状況を含めた土壤汚染対策や化学物質・有害物質管理について、Zone A における運用状況及び Zone B における運用計画を確認します。</p>
<p>7. 土地・耕作地を巡る住民同士の係争については、その実態を把握するとともに、JICA ガイドラインに則って適切な対応がなされていることを確認すること。【松本委員 No.31】</p>	<p>一部の土地において所有権をめぐる住民同士の係争が発生していますが、このようなケースにおいては、ミャンマー政府は係争中の世帯の共同口座に補償金を入金し、係争解決後に補償金が支払われるという方法で対応する方針と聞いています。今後もミャンマー政府による係争の実態把握を支援するとともに、かかる方法が適切に実施されるようミャンマー政府に対して必要な働きかけを行います。</p>
<p>8. PAHs の野菜栽培への影響については全種類について評価をし、適切な対応がとられるようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.33】</p>	<p>公開された Area 2-1 の住民移転計画書 (RWP) 及び Area 2-2 の RWP 案には、DMS で確認された全種類の野菜の栽培状況が記載されています。これらは種類を問わず補償対象となると記載されておりますが、適切な対応が取られるよう、ミャンマー政府に必要な働きかけを行います。</p>
<p>9. 物理的 / 経済的移転に伴う精神的な影響に対して必要に応じてケアがなされるよう、ミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.34】</p>	<p>物理的 / 経済的移転に伴う精神的な影響については、現時点では僧侶や CSOs が住民の悩みに耳を傾けるなどのケアを行っております。今後も住民のニーズに応じて適切な対応が行われるよう、引き続きミヤ</p>

	ンマー政府への働きかけを行います。
10. 農地への影響については、土地使用証明書がない場合においても、2012年農地法の補償内容が満たされるようにミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.35、高橋委員 No.55】	Area 2-1 及び Area 2-2 においては、土地使用証明書が発行されている土地はありませんが、RWP 及び RWP 案に記載されている補償・支援の内容は 2012 年農地法の補償内容を満たしていることが確認されており、今後、補償実施に際しても農地法の補償内容を満たしたものととなるよう、ミャンマー政府に働きかけを行います。
11. 今雨季の耕作を継続したものの、移転時期によっては収穫が出来なくなることが考えられる。その場合の補償について適切に実施されるようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.43】)	今雨季の耕作を行ったものの移転時期によっては収穫が出来なくなる場合は、今雨季の耕作についても補償対象となることについて、2016年1～5月に実施したフォローアップミーティングで説明が行われています。また、電話などでも住民から個別に問い合わせがなされており、ミャンマー政府側が対応を行っています。引き続き、係る補償が適切になされるよう、ミャンマー政府に働きかけを行います。
12. Area 2-1 及び 2-2 での放牧や非木材林産物の採取等の利用者に対して、住民協議での意見や代替生計手段の有無等を踏まえて適切な補償・支援が行われるよう、ミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.45】	Area 2-1 の開発に伴う放牧の影響に関しては、2016年5月28日のインフォーマルな住民との協議でも説明がなされましたが、具体的な要望はでませんでした。今後、Area 2-2 の住民協議会においても、引き続き幅広く周辺住民に周知して参加できるようにした上で開催され、同様の説明がなされると聞いております。この際、放牧や非木材林産物への影響に関して住民から要望があげられた場合には、適切に対応するようミャンマー政府への働きかけを行います。
13. 日雇いなどの労働者に対する支援期間については、住民の意向を踏まえて再度検討するようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.46】	日雇いなどの労働者に対する支援期間について、住民協議会で説明がなされるとともに、RWP 案にも記載されていますが、今のところかかる事項に関する具体的な要望はあげられていません。今後住民からかかる要望があげられた場合は、適切に対応するようミャンマー政府

	に働きかけを行います。
14. 移転先地の選定に際しては、住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さだけでなく生活環境にも十分配慮されるようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.49】	移転地の選定については、プロットの広さ、生活環境も含め、住民の希望を踏まえてミャンマー政府により検討が行われていると聞いております。今後も同様の配慮が行われるようミャンマー政府に働きかけを行います。
15. 開発に伴い影響を受ける信仰対象施設や墓地等の扱いに関しては、住民の要望やニーズを十分にくみ取りつつ、慎重かつ丁寧な対応が行われるように、ミャンマー政府に働きかけること。【石田委員 No.53、高橋委員 No.54】	開発に伴い影響を受ける信仰対象施設や墓地等の扱いに関しては、住民の要望やニーズを丁寧にきみ取りつつ、対応が検討されていると聞いております。具体的には、Area2-1 内には墓地がありますが、ミャンマー政府からは、これまで3回の協議(2016年5月27日、6月20日、8月20日)で、同墓地の移設及び開発区域外にある既存の墓地の利用の呼びかけその際の支援策(交通費の提供など)について説明がなされています。今後も引き続き慎重かつ丁寧な対応が行われるよう、ミャンマー政府への働きかけを行います。
16. インフォーマルな聞き取りの場に出された住民の意見についても、RWP に記載するようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.58】	これまで Area 2-1 及び Area 2-2 において行われたインフォーマルな村落レベルの住民協議等については RWP 案に記録が記載されておりますが、その後開催された/される住民協議についても、最終的に公開される RWP に記載されるようにミャンマー政府に働きかけを行います。
17. RWP 案に対する住民らのコメントについて、RWP に反映されるようミャンマー政府に働きかけること。【松本委員 No.60】	Area 2-1 の RWP については、住民のコメントが反映されていることを確認しています。Area 2-2 の RWP については、これまで受け取った住民等のコメントへの対応について、現在ミャンマー政府が検討中と聞いておりますが、適切に RWP に反映されるようにミャンマー政府に働きかけを行います。

ミャンマー連邦共和国「ティラワ経済特別区 (Zone B工業区域) 開発事業 (海外投融資・融資事業)」の環境レビュー方針

1. 確認済み事項

案件概要	適用ガイドライン、想定されるカテゴリ及び分類根拠	全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
<p><b>【事業目的】</b>ミャンマー連邦共和国のヤンゴン市近郊(市街中心部から南東約23km)に位置するティラワSEZ(約2,400ha)において、Zone B工業区域(約262ha)を対象に工業団地開発・販売・運営事業を行うことにより、同区域への企業進出促進を図り、もって同国の産業基盤の強化や雇用創出など持続的な経済発展に寄与するもの。</p> <p><b>【事業対象地】</b>ヤンゴン地域ティラワ地区</p> <p><b>【事業概要】</b>ティラワSEZにおいて、Zone B工業区域(約262ha)の建設、販売、運営・維持管理を行う。</p> <p><b>【実施機関/維持管理機関】</b>Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD) 出資構成: Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Limited(ミャンマー側民間企業:41%)、MMST(日本側民間企業:39%)、ティラワSEZ管理委員会(TSMC、ミャンマー政府機関)(10%)、JICA(10%)</p>	<p><b>【適用ガイドライン】</b>国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)</p> <p><b>【カテゴリ分類】</b>A</p> <p><b>【カテゴリ分類の根拠】</b>本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる工業開発セクターに該当するため。</p>	<p><b>1) 環境許認可</b> ・本事業に係るEIAはMJTDが作成し、承認機関であるTSMCが2016年6月10日に承認済み。</p> <p><b>2) ステークホルダー協議</b> ・EIAに関するステークホルダー協議は、スコーピング段階で3回(計430名参加)、ドラフトレポート段階で3回(計179名参加)実施されている。 ・RWP(Resettlement Work Plan)に関するステークホルダー協議を、Area 2-1については2016年2月(91名参加)、同3月(71名参加)に開催するとともに、フォローアップミーティングを複数回実施。Area 2-2については2016年4月(159名参加)に開催。 ・これまでのところ、事業実施に関して反対意見はない。 ・これまで開催された住民説明会・協議会においては、周辺住民に幅広く周知されており、参加できるようになっている。(助言1)</p> <p><b>3) 情報公開</b> ・2016年6月10日、EIA及び承認文書をJICAウェブサイトで公開済み。 ・MSAGを通じた住民とミャンマー政府間の協議結果については、MSAG議長を務めるMyanmar Centre for Responsible Businessのウェブサイトで公表されている。(助言2)</p>	<p><b>1) 大気質</b> ・工事中、建設機械の稼働等による粉塵等の悪影響が想定されており、散水等の緩和策がとられる予定。</p> <p><b>2) 水質</b> ・供用後、入居企業からの排水については、各工場内で一次処理を行った後、工業区域内に設置が予定されている中央排水処理施設にて処理される。</p> <p><b>3) 騒音・振動</b> ・工事中、建設機械や車両による騒音・振動が想定されているが、夜間工事の回避、走行速度規制等の緩和策がとられる予定。</p> <p><b>4) 廃棄物</b> ・工事中、造成工事により発生する土砂は、すべて事業地内で再利用されるため、外への搬出は想定されない。 ・供用後、再利用・リサイクル可能な廃棄物については分別回収し、それ以外の廃棄物については、Zone A入居企業である廃棄物処理事業者による処理やヤンゴン市による回収処理を予定。</p> <p><b>5) モニタリング</b> ・大気質、水質、騒音・振動、廃棄物等について、工事中は施工業者またはMJTDが、供用後はMJTDまたは入居企業がそれぞれモニタリングを行う。</p>	<p><b>1) 保護区</b> ・事業対象地は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。</p> <p><b>2) 生態系</b> ・IUCNレッドリストによる絶滅危惧種への影響は見込まれない。準絶滅危惧種(NT種、鳥類)の生息が確認されているが、事業により大きな影響は想定されないことを確認済み。(助言5)</p>	<p><b>1) 住民移転・用地取得</b> ・約141世帯(Area 2-1: 6世帯、Area 2-2: 約135世帯)の非自発的住民移転が見込まれ、建物、樹木などの失う資産については、ミャンマー政府によって再取得価格による補償が行われる。また、移転費用、通勤・通学支援金が支払われる。 ・約135世帯(Area 2-1: 35世帯、Area 2-2: 約100世帯)の土地所有者からの用地取得が見込まれ、ミャンマー政府によって再取得価格による補償が行われる。 ・移転先地については、YRGから住民にZone A移転地の隣接地を候補として住民と協議中。 ・RWPに記載されている非自発的移転住民への対応は、JICA ガイドラインに沿ったものとなっている。(助言3) ・住民同士の係争が発生している土地については、ミャンマー政府は係争中の世帯の共同口座に補償金を入金し、係争解決後に補償金が支払われるという方法で対応する方針。(助言7)</p> <p><b>2) 生計回復</b> ・100世帯(Area 2-1: 20世帯、Area 2-2: 80世帯)が事業地内で農業活動を実施しており、農業ができなくなることによる経済的損失が見込まれる。経済的損失に対しては、ミャンマー政府によって、農産物の市場価格に基づく補償や職業訓練等の支援が行われる。 ・公開されたArea 2-1のRWP及びArea 2-2のRWP案には、DMSで確認された全種類の野菜の栽培状況が記載されている。(助言8) ・RWPに記載されている補償・支援の内容は2012年農地法の補償内容を満たしている。(助言10) ・今雨季の耕作を行ったものの、移転時期によっては収穫が出来なくなる場合は、今雨季の耕作についても補償対象となることについて、2016年1～5月に実施したフォローアップミーティングで説明済み。(助言11)</p> <p><b>3) 文化施設</b> ・事業地内には、墓地1か所が存在するが、重要な文化財や遺跡は確認されていない。</p> <p><b>4) 実施体制・モニタリング</b> ・TSMCの下に、Relocation Implementation Committee(RIC)とIncome Restoration Program Implementation Committee(IRPIC)が設立されており、それぞれ住民移転、生計回復支援を実施するとともに、それぞれの内部モニタリング実施する。また、NGO等の外部機関による外部モニタリングを年2回実施する。</p>

2. 環境レビュー方針

		全般的事項	汚染対策	自然環境	社会環境
		<p><b>1) ステークホルダー協議</b> ・各区域の住民説明会・協議会の情報は700ha 内で居住・生計を営んでいる人にも周知し、参加できるようにミャンマー政府に働きかける。(助言1)</p> <p>・インフォーマルな聞き取りの場で出された(調査団がステークホルダー協議以外の場で聞き取った)住民の意見についても、RWPに記載するよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言16)</p> <p>・Area 2-2のRWP案に対する住民らのコメントについて、RWPに反映されるようにミャンマー政府に働きかける。(Area 2-1についてはRWPに反映されている。)(助言17)</p> <p><b>2) 情報公開</b> ・現地でのRAP及びEIAの公開状況について確認する。</p> <p><b>3) モニタリング</b> ・供用時のモニタリング実施体制や、モニタリング計画詳細(項目・頻度)について確認する。</p>	<p><b>1) 全般</b> ・大気質、水質、騒音・振動、廃棄物を含む汚染対策に関し、環境管理計画、環境モニタリング計画、モニタリングフォームに従い、適切に緩和策・モニタリングが実施されることを確認する。</p> <p><b>2) 廃棄物</b> ・土壌汚染対策、化学物質・有害物質管理について、MJTDの内規が適切に適用されることを確認する。(助言6)</p>	<p><b>1) 生態系</b> ・緩和策の内容を含め、自然環境面の影響が最低限であることを改めて確認する。</p>	<p><b>1) 住民移転・用地取得</b> ・住民移転・用地所得の対象者を含む被影響住民に対する補償について、RWPに沿って、再取得価格の考え方にに基づき、適切な水準・方法によって実施されることを確認する。 ・移転先地の選定に際しては、住民の希望を踏まえつつ、プロットの広さだけでなく生活環境にも十分配慮されるよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言14)</p> <p><b>2) 生計回復</b> ・農業等の経済的な損失に対し、RWPに沿って適切に補償されることを確認する。 ・生計回復支援計画の妥当性や、計画実施の状況等につき確認する。 ・物理的/経済的移転に伴う精神的な影響に対して必要に応じてケアがなされるよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言9) ・Area 2-1及び2-2での放牧や非木材林産物の採取等の利用者に対して、住民協議での意見や代替生計手段の有無等を踏まえて適切な補償・支援が行われるよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言12) ・日雇いなどの労働者に対する支援期間については、住民の意向を踏まえて検討するよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言13)</p> <p><b>3) 文化施設</b> ・開発に伴い影響を受ける信仰対象施設や墓地等の扱いに関しては、住民の要望やニーズを十分にくみ取りつつ、慎重かつ丁寧な対応が行われるよう、ミャンマー政府に働きかける。(助言15)</p>